全老連の取扱い保険(PR資料)

【お願い】 都道府県・指定都市および市区町村老連で組織内に保険を広く P R してい ただく際には、この資料をご活用ください。

【ご注意】なお、下記の保険はいずれも全老連が契約者のため、傘下の組織に所属す る連合会、単位クラブ以外は加入できません。

単位クラブで加入できる保険

- ●老人クラブ傷害保険(「ご自分のケガ」を補償する保険)
 - ・会員個人の任意加入一ただし申込は「単位クラブ」からの団体加入となります。
 - ・都道府県(指定都市)、市区町村老連に所属する「単位クラブ」が対象
- ●老人クラブ賠償責任保険(「他人の物品、他人をケガさせた」時の損害を補償する保険)
 - ・単位クラブで全会員加入が条件となります。

連合会で加入できる保険

- ●行事保険(老連主催行事への参加者の行事中・往復途上のケガを補償する保険)
 - ・宿泊を伴わない日帰り行事が対象です。
 - ※ただし、上記1の傷害保険に加入している単位クラブが所属する連合会以外は申込できません。
- ●役職員専用傷害保険(連合会役職員のケガを補償する保険)
 - ・職員保険は業務中のケガが補償されます。
 - ・役員保険は業務中を含む24時間のケガが補償されます。

3. 加入資料等の送付について

- ① 【老人クラブ傷害保険・老人クラブ賠償責任保険】
 - ・満期更新クラブ:満期日前に更新資料を送付します。(資料請求の必要はありません)
 - ・その他のクラブ:クラブの保険担当者からの請求により資料を送付します。
 - ※会員個人からの資料請求には応じられませんのでご了承ください。
- ②【行事保険・役職員専用傷害保険】
 - ・加入関係資料は老人クラブ保険のホームページからダウンロードできます。

※このチラシは、全国老人クラブ連合会を契約者としてご加入いただける保険をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ずそれぞれ のパンフレットや「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点がありましたらお問合わせ先までご連絡ください。



公益財団法人全国老人クラブ連合会保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

お問い合わせ ご相談 先

専用FAX 03-3597-8767

メールアドレス hoken@senior-Itd.com

ホームページ http://www.senior-ltd.com/ 老人クラブ傷害保険 検索